10　関係機関との協力

警戒宣言が発せられた場合には、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関と災害活動に関する相互協力に努めるものとする。

11　警察施設等の点検及び整備

警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の実施に必要な警察施設及び装備資機材の点検並びに整備を行うものとする。

第３　附属機関及び地方機関における措置

皇宮警察本部等の附属機関及び管区警察局等の地方機関は、第２編第１章第１節第10に基づき作成する計画において、第２に定める事項に関し必要な事項を定めるものとする。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第１　警察通信施設の整備

大震法第６条第１項第２号の規定に係る警察通信施設については、特に以下の事項について、整備を図るものとする。

・　映像伝送システムの強化
・　警察移動通信システムの強化
・　警察基幹通信網の再編整備の推進
・　無線中継所リンク回線等の更新整備の推進

第２　施設・装備資機材の整備

第１以外の災害警備活動の実施に必要な施設・装備資機材については、強化地域の特殊性を勘案し、整備を図るものとする。

第３節　訓練、教養等

第１　訓練の実施

地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、東海地震に係る防災訓練は、毎年１回以上、警察庁、関東及び中部管区警察局並びに管轄都県警察が参加し、本部設置運営訓練、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、交通規制訓練等を内容とし、実施するものとする。

この場合において、可能な限り、防災関係機関、公私の団体、住民等の参加を得て、総合的な実施に努めるものとする。

第２　警察職員に対する教養

警察職員に対して行う地震防災上必要な教養は、大震法に関する知識、東海地震に係る地震防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について計画的に行うものとする。

第３　住民等への情報伝達活動

警戒宣言が発せられた後の経過に応じて住民等に伝達すべき情報について、あらかじめ整理するものとする。また、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できる体制を整備するものとする。

第２章　地方防災会議等が定める地震防災強化計画の作成の基準

第１節　地震防災応急対策に係る措置

第１　東海地震警戒警備本部の設置等

管轄都県警察は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに第２編第２章第３節第１―３―⑶の非常体制をとり、警視庁、県警察本部及び警察署に都県警察（警察署）東海地震警戒警備本部を設置するとともに、部隊の編成等所要の措置をとるものとする。

この場合において、東海地震警戒警備本部の組織及び任務分担、部隊の編成運用計画、部隊の招集等については、警察本部（警察署）長が、別に定めるものとする。

第２　地震防災応急対策に係る災害警備活動の基準

管轄都県警察が実施すべき地震防災応急対策に係る災害警備活動は、おおむね以下に掲げる事項を基準として、計画し、実施するものとする。

１　情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、おおむね以下の事項により行うものとする。

⑴　東海地震に関する情報等の伝達

ア　東海地震に関する情報等の伝達については、別図に示すところに従い、その具体的経路及び方法を定めるものとする。

この場合において、伝達事務は、東海地震警戒警備本部が設置されるまでの間は、執務時間内は災害警備実施担当課、執務時間外は当直等において行い、設置後は東海地震警戒警備本部において行うものとする。

なお、情報の内容に応じ、伝達方法について特に配意するものとする。

イ　都県知事が行う市町村長等への東海地震に関する情報等の伝達については、実態に応じ、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

ウ　市町村長が行う地域住民等への地震予知情報、警戒宣言等の伝達については、実態に応じ、伝達が短時間内に正確かつ広範に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

⑵　各種情報の収集・伝達

各種情報の収集・伝達については、管轄区域内における諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、警察庁と都県警察間、都県警察相互間等の情報の報告・連絡が的確に行われるよう、以下に定める事項について対応する情報の収集・伝達の方法を定めるものとする。

ア　警備体制の確立状況
イ　住民等の反応と避難等の状況
ウ　主要幹線道路等の交通の状況
エ　特異事案の発生状況と今後の見通し
オ　交通対策、警備対策等警察措置の実施状況
カ　関係機関の対策の実施状況

⑶　地震災害警戒本部等との連絡等

ア　都県地震災害警戒本部が設置された場合には、当該都県警察における地震防災応急対策に係る措置の実施状況等について、必要に応じ連絡するものとし、その具体的手段及び方法を定めるものとする。

イ　都県地震災害警戒本部以外の関係機関への情報の伝達は、当該地域における地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、可能な範囲において積極的に行うものとする。

２　住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱の発生を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね以下に定めるところにより積極的に行うものとする。

⑴　情報伝達活動の重点

住民等への情報伝達活動は、以下に掲げる事項を重点として実施するものとする。

ア　東海地震に関する情報の内容等に関する情報
イ　車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
ウ　交通の状況と交通規制の実施状況
エ　犯罪予防等のために住民等がとるべき措置
オ　その他混乱防止のために必要な情報

⑵　情報伝達活動の実施方法

住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関との連絡を密にして、おおむね以下の方法により反復して行うものとする。

ア　交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用
イ　ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の掲出
ウ　地域の各種施設等との間で構築しているファックスネットワークの活用
エ　新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアに対する積極的協力要請
オ　防犯協会等自主防犯組織との連携